

芦屋市分庁舎建物の整備範囲について

小規模保育事業A型の施設整備について、芦屋市分庁舎建物は市が整備するが、小規模保育事業A型部分については事業者が整備すること。

平成29年9月から平成30年12月まで芦屋市分庁舎の建設工事を行う予定であるため、小規模保育事業A型部分の整備については、当該工事と調整を行いながら並行して実施すること。

本紙を参考に、市と協議を行い整備すること。

1 共通事項

- (1) 事業者としての決定を受けた後、速やかに市と協議を行い整備すること。
また、消防法等の関係法令や関係基準等を遵守すること。
- (2) 芦屋市分庁舎建物の計画平面図等を参考として別紙図面に示す。但し、詳細については上記(1)に示す市との協議による。
- (3) 応募に際して質問がある場合には、募集要項9(3)に示す方法により質問を行うこと。原則として、電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。
- (4) 別紙図面については、芦屋市が発注する芦屋市分庁舎及び消防団精道分団建替工事（以下、「市工事」という。）の施工に伴い、変更が生じる可能性がある。なお、市工事における変更に伴い小規模保育事業A型部分の整備に影響が生じる可能性が考えられるため、必要に応じて事業者と市及び市工事施工者による協議・調整を行い、対応を検討するものとする（小規模保育事業A型部分の整備について、施工に伴う変更等が生じる場合も同様とする）。
- (5) 別紙図面において、「本工事」は市工事を指す。

2 建築工事

小規模保育事業所部分の内装工事について、市工事の施工範囲は別紙図面1～2のとおりとする。

3 電気設備工事

- (1) 電灯及び動力設備については、小規模保育事業A型に係る部分について、キュービクルの開閉器より2次側（開閉器は含まない）を事業者が整備すること。
- (2) 小規模保育事業A型部分の電気容量は、動力は6.52kW、電灯は6.30KVA以下とする。

- (3) 小規模保育事業A型部分の電話設備，情報通信設備，テレビ設備については事業者が各通信会社と契約のうえ整備することとし，その際，引き込みについては建屋南東部の予備配管のうち1本を使用可能とする。
- (4) 非常放送設備及び自動火災報知設備については，1階執務室内の端子盤に接続・調整するものとし，端子盤より2次側（端子盤は含まない）は事業者が整備すること。
- (5) 小規模保育事業A型を運営しなくなったときには，非常用照明設備，拡声設備，自動火災報知設備については，市と協議のうえ残置するものとする。

4 機械設備工事

- (1) 小規模保育事業A型に係る部分については事業者が整備すること。
- (2) 空調室外機については，別紙図面に示す設備機器置場に設置すること。
また，ドレン配管については，別紙図面に示すバルブに接続すること。
- (3) ベンドキャップ及びダクト貫通部は市工事で施工するため，その位置に合わせて施工すること。
- (4) 市工事部分との配管の接続については，別紙図面の指示のとおりとする。